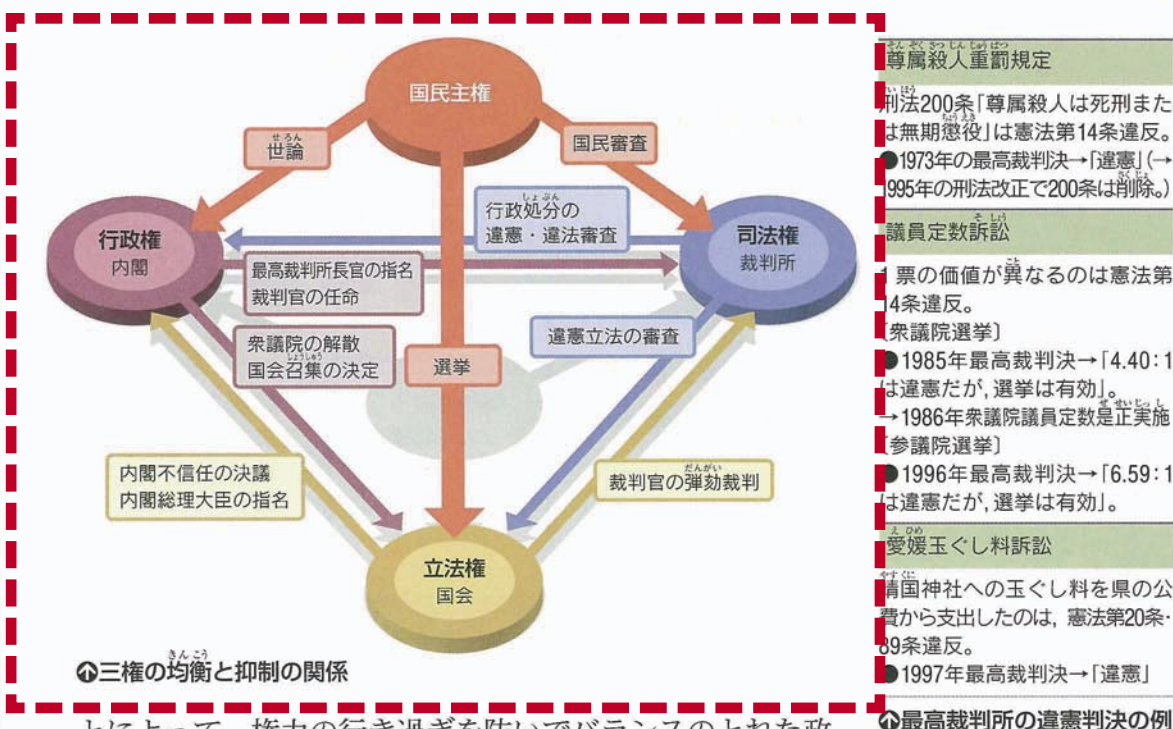


5 3) 図中の矢印・ラインと説明文字の背景色が対応しているときには、その色を生かしたラインで囲むことで関連を保つようにする。



尊属殺人重罰規定
刑法200条「尊属殺人は死刑または無期懲役」は憲法第14条違反。
●1973年の最高裁判決→「違憲」(→1995年の刑法改正で200条は削除。)

議員定数訴訟
票の価値が異なるのは憲法第4条違反。
[衆議院選挙]
●1985年最高裁判決→「4.40:1は違憲だが、選挙は有効」。
→1986年衆議院議員定数は正実施[参議院選挙]
●1996年最高裁判決→「6.59:1は違憲だが、選挙は有効」。

愛媛玉ぐし料訴訟
青国神社への玉ぐし料を県の公費から支出したのは、憲法第20条・89条違反。
●1997年最高裁判決→「違憲」

●最高裁判所の違憲判決の例

とによって、権力の行き過ぎを防いでバランスのとれた政治が行われるのです。

違憲審査制

裁判所は、通常の裁判を行うとともに、特に法律や国の行為が憲法に違反してい

ないかどうかを、憲法に照らして審査します。これが違憲審査制です。憲法が最高法規であることを確保して国民の人権を守るために、日本国憲法ではじめて設けられました。特に最高裁判所は、法令が合憲か違憲かについての最終決定権をもっており、「憲法の番人」とよぶにふさわしい地位にあります。

違憲審査権の行使

裁判所が憲法を守るという任務を果たすためには、違憲審査権が有効適切に行使される必要があります。しかし、これまでの最高裁判所の判例を見ると、違憲審査権の行使をひかえるという消極的な姿勢が見られます。違憲判決も、議員定数の不均衡を違憲とした判決などがあるだけで、あまり多くありません。最高裁判所には、「憲法の番人」として、積極的に違憲審査権を行使することが期待されています。

日本の違憲審査制は、裁判所が、法律などが合憲かどうかを抽象的に審査するのではなく、具体的な事件の裁判にあたって審査するというものです。大法廷で8人以上の一致が必要です。

原本のフローチャートの「世論」「行政処分の違憲・違法審査」などの文字について、拡大本では、背景色をとっていますが、枠は残し、矢印・ラインと同系色としています。

① 三権の均衡と抑制の関係

